

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分） 交付要綱

（通則）

第1条 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日障発0625第2号別紙。以下「国実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、新型コロナウイルス感染症対策を講じる障害福祉サービス施設・事業所等や障害福祉分野の職員の支援等を行うことにより、障害福祉サービスを継続的に提供するための体制を構築することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この交付金は、国実施要綱に基づく次の事業を交付の対象とする。

（1）障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業（以下、「慰労金事業」という。）

ア 支給対象者

国実施要綱3（4）①による。

なお、国実施要綱3（4）①（イ）（イ）（a）注釈の「始期」については令和2年4月9日とする。

イ 対象事業者等

別表第2欄に定める者とする。

ウ 支給額

国実施要綱3（4）②による。

（2）障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

ア 対象サービス

国実施要綱3（1）①による。

イ 対象事業者

別表第2欄に定める者とする。

ウ 対象経費

国実施要綱3（1）③による。

（3）在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 対象サービス

国実施要綱3（3）①（イ）による。

イ 対象事業者

別表第2欄に定める者とする。

ウ 交付額

国実施要綱3(3)①(ii)(ウ)による。

(4) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

ア 対象サービス

国実施要綱3(3)②(i)による。

イ 対象事業者

別表第2欄に定める者とする。

ウ 対象経費

国実施要綱3(3)②(iii)による。

エ 交付額

国実施要綱3(3)②(iv)による。

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、次により算出する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額(交付対象事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める交付率を乗じて得た額を交付する。

(申請手続等)

第5条 この交付金の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 精算交付申請(支出済みの費用について申請する場合) 知事が別に定める方法

(2) 概算交付申請(申請日以降に支出が見込まれる費用も含めて、概算払いでの交付を希望する場合) 知事が別に定める方法

(3) 個別申請(慰労金事業の支給対象者のうち、やむを得ない理由により、障害福祉サービス施設・事業所等からの申請ができない場合) 知事が別に定める方法

(交付の決定等)

第6条 知事は、第5条第1号及び第2号の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは第9条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、第5条第3号の規定に基づく個別申請があった場合は、速やかに内容を審査し、

給付の可否を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 知事は、第5条各号に掲げる申請を行った者に対し、第6条の規定により交付決定を行った場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により、この交付金を交付するものとする。

- (1) 第5条第1号の規定により精算交付申請を行った者に対して交付を決定し、交付すべき交付金の額を確定したときは、速やかにこの交付金を交付するものとする。
- (2) 第5条第2号の規定により概算交付申請を行った者に対して交付決定を行った場合は、速やかに概算払いによりこの交付金を交付するものとする。
- (3) 第5条第3号の規定により個別申請を行った者に対して給付の決定を行った場合は、速やかに慰労金を給付するものとする。

(変更申請手続)

第8条 この交付金等の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、知事が別に定める方法により、知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やか知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、知事が別に定める様式により速やかに県に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) この交付金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

この交付金と事業に係る収入及び支出を明らかにした知事が別に定める調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第10条 第5条第2号の規定により概算交付申請を行った者は、知事が別に定める方法により、事業完了後の1か月以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日（第9条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに知事に対して事業実績報告書を提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(慰労金の申請が行われなかった場合等の取扱)

第12条 慰労金事業において、障害福祉サービス施設・事業所等または当該施設の職員から知事が別に定める申請の期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、給

付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振り込み不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この交付金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 種目	2 対象事業者等	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条（1）アに掲げる支給対象者を雇用する、もしくは雇用していた障害福祉サービス施設・事業所等 ・第3条（1）アに掲げる支給対象者のうち、退職者等であって、やむを得ない理由により第5条第3号に規定する個別申請を行う者 	知事が必要と認めた額	慰労金、振込手数料	10/10
障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業	国実施要綱3（1）①による。	知事が必要と認めた額	報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	10/10
在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	国実施要綱3（3）①（i）による。	知事が必要と認めた額	報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	10/10
在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	国実施要綱3（3）②（i）による。	知事が必要と認めた額	報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	10/10